

No.47 訪問看護師養成講習会実施要項

- 1 目的 訪問看護に携わる看護師等が、訪問看護に必要な基本的知識と技術を習得し、質の高い訪問看護の提供に活かすことができる
- 2 実施主体 公益社団法人茨城県看護協会（茨城県より委託）
- 3 研修期間 令和3年6月4日（金）～11月11日（木）
eラーニング 6月4日～実習開始前まで
講義・演習 6月4日（金）、6月24日（木）、7月14日（水）
8月6日（金）、11月11日（木）
実習 8月～10月（3日間）
- 4 会場 eラーニング：自宅等にてインターネットで受講
講義・演習：zoomまたは
茨城県看護協会看護研修センター
〒310-0034 水戸市緑町3-5-35
TEL 029-221-6900
実習：訪問看護ステーション
- 5 定員 35名程度
- 6 対象者 (1) 県内に勤務または在住し、訪問看護に従事または従事を希望する看護職（訪問看護事業所・医療機関等に勤務する看護師、未就業の看護師等）
(2) インターネットで「eラーニング」を受講可能な環境とパソコンで送受信可能なメールアドレスがあり、パソコンの基本的操作ができる
※ パソコンの推奨環境やeラーニングの詳細については、公益財団法人日本訪問看護財団「訪問看護eラーニング」のホームページを参照し体験版を視聴してください

| | |
|--------------|----------|
| 《訪問看護eラーニング》 | 🖱️ CLICK |
|--------------|----------|

| | |
|-------|----------|
| 《体験版》 | 🖱️ CLICK |
|-------|----------|

※ 必ず公益財団法人日本訪問看護財団の「受講に際しての注意事項」「eラーニングシステム利用規約」を確認してください
- 7 研修内容 eラーニング
講義・演習・実習：プログラムのとおり
- 8 申込方法 「令和3年度 訪問看護師養成講習会（eラーニング）申込書」を茨城県看護協会ホームページよりダウンロードし、申込書に記載したメールアドレスから申込書を添付したメールを e-learning@ina.or.jp（茨城県看護協会 eラーニング専用アドレス）に送信（件名：訪問看護師養成講習会受講申込）
※ FAX、郵送不可
- 9 応募期間 令和3年4月1日（木）～ 令和3年5月7日（金）必着
- 10 受講の決定 申込締切後に、メールアドレスに通知
※ 受講決定後のキャンセルはできません

- 11 資料代 10,000 円 (eラーニング受講料 14,000 円は茨城県看護協会より訪問看護財団へ支払)
- ※ その他、eラーニング学習に必要なインターネットへの接続料金や通信料金等、ダウンロード資料、「訪問看護eラーニング」修了証書の印刷に係る費用は各自負担となります。
- 12 受講料納入方法
- 1) 受講料納入について
- 受講料は、郵便振替にて払込みください
現金納入はできません
手数料は本人負担となります
払込時の「郵便振替払込請求書兼領収書」が領収書となります
改めて領収書は発行しません
- 2) 「払込取扱票」記入上の注意点
- 口座番号：「00110-1-298941」
加入者名：「茨城県看護協会」
通信欄に下記をご記入ください
- ・ 研修No. 研修名 (No.47 訪問看護師養成講習会)
 - ・ 研修期間 (2021年6月4日～11月11日)
 - ・ 勤務先名
 - ・ 受講者氏名
 - ・ 電話番号
- 13 修了証書 修了要件を満たした受講者には、茨城県から修了証書を交付
- ※ 日本訪問看護財団が発行する「訪問看護eラーニング」修了証書の発行作業については受講者各自が行ってください

【「訪問看護 e ラーニング」受講に際しての注意事項】

(以下、訪問看護 e ラーニングを「e ラーニング」と言う)

1. e ラーニングの実施期間は下記のとおりです。
 - 申込期間 : 都道府県看護協会の定めたとおり
 - 開講日 : 都道府県看護協会の定めたとおり
 - 受講可能期間 : 都道府県看護協会の定めた日から 5 ヶ月間
2. e ラーニングは、看護職を対象とした内容となっていますが、看護職の資格がなくても受講できます。ただし、都道府県看護協会の定めがある場合はそれに従います。
3. e ラーニングの受講を修了すると「訪問看護 e ラーニング修了証書」を日本訪問看護財団から発行します。なお、設定された受講期間内に修了しない場合は、修了証書は発行されません。
4. e ラーニングの受講に加え、所定の実習を行った場合「訪問看護人材養成基礎カリキュラム」の修了証書が都道府県看護協会もしくは都道府県から発行されます。
5. e ラーニングを申込み、支払いされた受講料は受講者の都合による返金はできません。
6. e ラーニングの受講に際し、登録いただく情報は、受講管理等に必要な情報となりますので真実かつ正確な情報を登録ください。登録情報が正確ではないことが判明した場合は、e ラーニングの受講をお断り、または中断する場合がありますので、予めご了承ください。
7. e ラーニングの受講に際し発行されたユーザ ID 及びパスワードは、自己の責任において厳重に管理をお願いします。また、第三者への開示、貸与、共有は禁止します。
8. e ラーニングを受講目的以外に利用した場合やユーザ ID、パスワードを故意又は過失に限らず第三者に漏洩したことに伴う不正利用等があった場合は、e ラーニング受講を中止することがあります。また、不正利用等により当財団が損害を被った場合は、損害賠償を請求いたします。
9. e ラーニングの受講に際し、当財団が取得した個人情報は、e ラーニングを運営する上で必要な目的以外には利用いたしません。
10. 当財団は、前文の個人情報の利用範囲において、業務委託先の株式会社ネットラーニング、業務再委託先のネットラーニングホールディングスに個人情報の取り扱いを委託します。

※受講には、上記注意事項を確認し、同意いただくことが必要です。

(同意いただけない場合は、申込みできません。)

eラーニングシステム利用規約

第1条（規約の適用）

本規約は、当社または当団体が提供するeラーニングコースの利用を申込み、当社または当団体がその利用を承認した者（以下「受講者」という）が、当該eラーニングコースを受講するためのeラーニングシステム（以下「本システム」という）を利用する際に適用されます。

受講者は、本システムの利用にあたり、都道府県看護協会の指定した方法で本規約の内容への同意を表明することにより本規約の内容を承諾しているものとみなされます。

2. 本システムは、株式会社ネットラーニングにより運営されているため、以下に定める当社または当団体の行為、権利・義務の行使については、同社に代行・代理させることがあります。
3. 本規約と「訪問看護eラーニング受講に際しての注意事項」に重複して定められた事項については本規約が優先するものとします。

第2条（受講者への通知）

当社または当団体は、受講者に対しインターネット上または当社または当団体が適当と判断する方法により、随時本規約に関わる必要な事項を通知、または照会できる状態におきます。

2. 前項の通知は、当社または当団体が前項の規定により行った時点で効力を発するものとし、同時に当該通知が、この規約の一部となることがあります。

第3条（規約の変更）

当社または当団体は受講者の了承を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合、本システムの利用条件は変更後の規約によります。

2. 変更後の規約は、前条の規定により受講者へ通知するものとし、別段の受講者からの異議申し立てがない限り通知日をもって受講者が同通知の内容に同意したものとみなします。

第4条（設備等）

受講者は、本システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての設備を自己の費用と責任において準備し、本システムが利用可能な状態に置くものとします。また、自己の費用と責任でインターネットにより本システムに接続するものとします。

第5条（システム利用開始の許諾）

当社または当団体は、受講者に対するIDおよびパスワードの発行をもって本システムの利用を当該受講者に対し許諾するものとし、当該受講者は本システムを本規約に定める条件に従って利用することができるものとします。

2. 当社または当団体は、受講者に対するIDおよびパスワードの発行ならびに本システムの利用許諾をEメールまたは当社または当団体が適当と判断する方法により通知します。

第6条（IDおよびパスワードの抹消）

当社または当団体は、利用申込の承認後であっても当社または当団体が承認した受講者が本規約の規定に違反した場合、あらかじめ当該受講者が届け出たメールアドレスに対し通知することにより、利

用申込の承諾を取り消し、発行済の ID およびパスワードを抹消することができます。

第7条（IDおよびパスワードの管理責任）

受講者は、自己の ID およびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとします。

- 2.当社または当団体は、受講者の ID およびパスワードが第三者に使用されたことによって当該受講者が被る損害について、当該受講者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。
- 3.受講者は、自己の設定したパスワードを失念した場合、または ID およびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることを知った場合には、直ちに当社または当団体に申し出るものとし当社または当団体の指示に従うものとします。
- 4.当該 ID およびパスワードによりなされた本システムの利用は、当該受講者によりなされたものとみなします。

第8条（自己責任の原則）

受講者は、自己の ID およびパスワードにより本システムを利用してなされた一切の行為およびその結果について当該行為を自己がしたか否かを問わず責任を負います。

- 2.受講者は、本システムの利用により当社または当団体または第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第9条（禁止事項）

受講者は、本システム上で以下の行為を行わないものとします。

- (1) ID およびパスワードを不正に使用する行為。
- (2) 本システムを通じて、または本システムに関連してコンピュータウィルス等の有害なプログラムを使用もしくは提供する行為。
- (3) 当社または当団体の商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 本システムを通じて入手したデータ、情報、文章、ソフトウェア等に関し、著作権法で認められた私的利用の範囲を超え複製、販売、出版等を行う行為。
- (5) 上記各号の他、法令、本規約に違反する行為、本システムの運営を妨害する行為、当社または当団体の信用を毀損、もしくは財産を侵害する行為、または当社または当団体に不利益を与える行為。
- (6) 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。
- (7) その他、当社または当団体が不適切と認める行為。

第10条（利用資格の中断・取り消し）

受講者が前条の項目に該当する場合、当社または当団体は事前に通知することなく直ちに当該受講者の本システムの利用資格を中断または将来に向かって取り消すことができるものとします。なお、利用資格が取り消された場合においても、当該受講者に本規約に基づく債務が存在する場合は、当該受講者は当該債務の全額を当社または当団体に対して負担するものとします。

- 2.当社または当団体は、前項の措置を取ったことにより当該受講者が本システムを利用できず、これにより損害が発生したとしてもいかなる責任も負わないものとします。

第 1 1 条(損害賠償)

受講者は、本規約および法令の定めに従ったことにより当社または当団体を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし当社または当団体を含む第三者を免責しなければならないものとします。

第 1 2 条 (システム条件)

当社または当団体は、本システムの運営に関し本システムの利用を監視し、必要と認める場合、自己の裁量において本システムへのアクセスを制限することができます。

第 1 3 条 (システムの一時的な中断)

当社または当団体は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受講者に事前に通知することなく一時的に本システムを中断することがあります。

- (1) インターネット上に不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
- (2) 当社または当団体が本システムにおけるインターネット接続を委託している、インターネット接続システム事業者が保有する通信設備等に不具合が発生し、インターネットの利用ができなくなった場合。
- (3) 本システム用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。
- (4) 火災、停電等により本システムの提供ができなくなった場合。
- (5) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本システムの提供ができなくなった場合。
- (6) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合。
- (7) その他、運用上または技術上当社または当団体が本システムの一時的な中断が必要と判断した場合。

2.当社または当団体は、前項各号のいずれかまたはその他の事由により本システムの提供の遅延または中断等が発生したとしても、これに起因する受講者または第三者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

第 1 4 条 (サービス提供の中止)

当社または当団体は、事前通知をした上で本システムの全部または一部の提供を中止することがあります。但し、事前通知について緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 1 5 条 (免責)

本システムの内容は、当社または当団体がその時点で提供可能なものとします。

- 2.当社または当団体は、本システムの利用により発生した受講者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。）、または第三者の損害に対しいかなる責任も負わないものとし損害賠償義務を一切負わないものとします。
- 3.当社または当団体は、本システムへのアクセス制限、本システムの中止・中断などの発生により、本システムを利用できなかったことにより発生した受講者または第三者が被ったいかなる損害について理由を問わずいかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第16条(協議)

本システムに関連して受講者と当社または当団体との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

第17条(専属的合意管轄裁判所)

受講者と当社または当団体間で訴訟の必要が生じた場合、eラーニングサービスの利用規約で記載された地方裁判所を当社または当団体の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。なお、記載がない場合は東京地方裁判所を受講者と当社または当団体の第一審の専属合意管轄裁判所とします。

第18条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

附 則

この規約は2009年1月1日から施行します。

なお、この文中の「当社または当団体」とは「日本訪問看護財団」を示します。

※受講には上記、利用規約を確認し、同意いただくことが必要です。

(同意いただけない場合は申込みできません。)